

○大分県沿岸漁業改善資金貸付基準

昭和五十四年十月十日
大分県告示第千百五十七号

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年大分県規則第六十二号)第十四条の規定に基づき、大分県沿岸漁業改善資金貸付基準を次のように定める。

大分県沿岸漁業改善資金貸付基準

第一 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
一 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。以下同じ。)、沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業員の数が二十人以下であるものに限る。以下同じ。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う農商工等連携促進法第十二条第一項の認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。)第六条第三項の促進事業者で六次産業化法第十一条第一項に規定する措置を行うもの(以下「促進事業者」という。)
二 漁ろう作業省力化機器等設置資金	
三 補機関等駆動機器等設置資金	
四 燃料油消費節減機器等設置資金	
五 新養殖技術導入資金	
六 資源管理型漁業推進資金	
七 環境対応型養殖業推進資金	
八 乗組員安全機器等設置資金	
九 救命消防設備購入資金	
十 漁船転覆防止機器等設置資金	
十一 漁船衝突防止機器等購入等資金	
十二 漁具損壊防止機器等購入資金	

第二 生活改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
一 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者
二 住居利用方式改善資金	
三 婦人・高齢者活動資金	
	沿岸漁業の従事者の組織する団体

第三 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
一 研修教育資金	青年漁業者(おおむね十八歳以上四十歳未満の者に限る。以下同じ。)、沿岸漁業労働従事者(おおむね十八歳以上五十歳未満の者に限る。以下同じ。)その他の漁業を担うべき者又は沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
二 高度経営技術習得資金	青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体
三 漁業経営開始資金	

第四 認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定時期

	認定申請書の提出期日	貸付金の貸付決定時期
第一回	六月一日	七月
第二回	九月一日	十月
第三回	十二月一日	一月
第四回	二月一日	三月

注 認定申請書の提出期日が日曜日、国民の祝日その他の休日に当たる場合は、その翌日とする。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 昭和五十四年度分の沿岸漁業改善資金の貸付けに係る貸付申請書の提出期日及び貸付決定時期は、第四の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定時期
第一回	昭和五十四年十二月十日	昭和五十五年一月
第二回	昭和五十五年一月十日	昭和五十五年二月
第三回	昭和五十五年二月十二日	昭和五十五年三月